

2021 年度第 3 回先端的な宇宙活動に関する法的課題研究会

宇宙空間からの衛星「打上げ」の法的課題

慶應義塾大学法務研究科 教授／宇宙法研究センター 副所長
青木節子

アブストラクト：

国際宇宙ステーション（ISS）きぼうモジュールからの衛星「放出」については、国際宇宙法上、少なくとも以下の点が法的問題となる。①「打上げ」の意味；②ISS からの放出が「打上げ」に該当する場合、「打上げ国」となる国（複数）はどこか。この点はさらに i)日本は常に「施設打上げ国」となるのか、ii)きぼうのエアロックから放出するための設備「NRCSD」が米企業に所有されることを理由に米国が「施設打上げ国」となるのか、ISS 運用国すべてが「打上げ国」となるのか、という問題を含む。③きぼうからの放出行為に国際的責任を有する国の同定も重要である。①-③には一義的な回答がないが、ISS が国際科学プロジェクトであるため、国際協力による特別な解決策の設定が可能である。問題は、民間宇宙ステーション（多国籍企業、未登録などの問題もあり得る）の場合に上記②、③の疑問はどのように解答されるべきか、という点である。